

町田市情報公開条例の逐条解説

2025年4月
総務部法務課

目次

第1章 総則	7
第1条 目的	7
1 趣旨	7
2 解釈・運用	7
(1) 説明責任	7
(2) 知る権利	7
(3) 市民による市政への参加と監視を促進	8
(4) 公正で透明な	8
(5) 開かれた市政	8
第2条 定義	8
1 趣旨	8
2 解釈・運用	9
(1) 実施機関	9
(2) 公文書	9
第3条 実施機関の責務	13
1 趣旨	13
2 解釈・運用	13
(1) 解釈及び運用の基本方針	13
(2) 情報の積極的な提供	13
3 参考	15
(1) 「情報提供」と「公文書の公開制度」の違い	15
(2) 議会の調査と情報公開との関係	15
(3) 公文書の作成	15
第2章 公文書の公開	18
第4条 公文書の公開の請求	18
1 趣旨	18
2 解釈・運用	18
(1) 権利の内容	18
(2) 権利を行使することができる者	18
(3) 「何人も」	19
第5条 公文書の公開義務	19
第5条第1項	19
1 趣旨	19
2 解釈・運用	19
(1) 公文書の公開義務の原則	19
(2) 非公開情報の考え方	20
(3) 地方公務員の守秘義務と情報公開条例	20
(4) 法令との関係	20
第5条第1項第1号 個人に関する情報	20
1 趣旨	21
2 解釈・運用	21
(1) 「個人に関する情報」	21
(2) 「特定の個人を識別することができるもの」	22

(3) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」	23
(4) ただし書き	23
第5条第1項第2号 法人に関する情報	26
1 趣旨	26
2 解釈・運用	27
(1) 解釈及び運用の基本方針	27
(2) 「法人その他の団体」	27
(3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」	27
(4) 「次に掲げるもの」	28
(5) ただし書き	29
第5条第1項第3号 審議、検討等に関する情報	29
1 趣旨	30
2 解釈・運用	30
(1) 解釈及び運用の基本方針	30
(2) 「市の機関」	30
(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」	30
(4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」 30	
(5) 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」	31
(6) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」	31
3 会議公開制度との関係	31
第5条第1項第4号 事務又は事業に関する情報	32
1 趣旨	32
2 解釈・運用	33
(1) 解釈及び運用の基本方針	33
(2) 「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政 法人が行う事務又は事業に関する情報」	33
(3) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれのあるもの」	33
(4) 「ア～キ」について	33
第5条第2項 一部公開	35
1 趣旨	36
2 解釈・運用	36
(1) 解釈及び運用の基本方針	36
(2) 「容易に分離できるとき」	36
第5条第3項 個人に関する情報の一部公開	36
1 趣旨	36
2 解釈・運用	37
(1) 基本的な考え方	37
(2) 個人識別情報について	37
第6条 公益上の理由による裁量的公開	37
1 趣旨	38
2 解釈・運用	38
第7条 公文書の存否に係る情報	38
1 趣旨	38

2 解釈・運用.....	39
(1) 基本的な考え方.....	39
(2) 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時」.....	39
(3) 存否応答拒否の留意点.....	39
第3章 公開請求等.....	40
第8条 公開請求の手続き.....	40
1 趣旨.....	40
2 解釈・運用.....	40
(1) 文書による手続.....	40
(2) 請求書の提出.....	40
(3) 請求書の記載要件.....	41
(4) 「公文書を特定するために必要な事項」.....	41
(5) 「実施機関が定める事項」.....	41
(6) 請求の目的・理由の記載.....	41
(7) 補正について（第2項）.....	41
3 参考.....	42
第9条 公開請求に対する決定等.....	42
1 趣旨.....	43
2 解釈・運用.....	43
(1) 請求に対する決定（第1項）.....	43
(2) 非公開等の決定理由の付記（第2項）.....	43
(3) 時限秘.....	44
(4) 決定の延長（第3項）.....	44
第10条 公開決定等の期限の特例.....	45
1 趣旨.....	45
2 解釈・運用.....	45
(1) 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」.....	45
(2) 「相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる」.....	45
(3) 「同条第1項に規定する期間内」.....	46
第11条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等.....	46
1 趣旨.....	46
2 解釈・運用.....	47
(1) 任意的意見聴取（第1項）.....	47
(2) 必要的意見聴取（第2項）.....	47
(3) 争訟機会の保障（第3項）.....	47
第12条 公開の実施.....	48
1 趣旨.....	48
2 解釈・運用.....	48
(1) 公文書の公開（第1項）.....	48
(2) 公開の方法の例外（第2項）.....	48
(3) みなし規定（第3項）.....	48
3 参考.....	49
第13条 手数料.....	49

1 趣旨	49
2 解釈・運用	49
(1) 手数料	49
(2) 減免規定の不適用	49
(3) 別表	49
第4章 審査請求	50
第14条 審査請求	50
1 趣旨	51
第15条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	51
1 趣旨	51
2 解釈・運用	51
(1) 第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決（第1号）	51
(2) 公開請求者からの審査請求を却下又は棄却する裁決（第2号）	51
(3) 読み替え規定	52
第5章 雑則	52
第16条 検索資料の作成	52
1 趣旨	52
2 解釈・運用	52
(1) 「公文書の検索に必要な資料」	52
第17条 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問	52
1 趣旨	52
2 解釈・運用	53
第18条 運用状況の報告及び公表	53
1 趣旨	53
2 解釈・運用	53
第19条 他の制度等との調整	53
1 趣旨	54
2 解釈・運用	54
(1) 他の法令の規定との調整	54
(2) 図書館等との調整	55
3 閲覧等の手続きの規定の例	55
(1) 閲覧	55
(2) 縦覧	55
(3) 写しの交付	56
第20条 指定管理者の情報公開	56
1 趣旨	56
2 解釈・運用	56
(1) 指定管理者の努力義務（第1項）	56
(2) 実施機関の指導（第2項）	56
第21条 出資等団体の情報公開	56
1 趣旨	57
2 解釈・運用	57
(1) 「出資等団体」	57
(2) 「必要な措置を講じる」	57

第 22 条 委任..... 58
1 趣旨..... 58
2 解釈・運用..... 58

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、町田市（以下「市」という。）の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

2 解釈・運用

(1) 説明責任

説明責任とは、自治体の行政運営に係わる具体的内容を市民に説明できるようにする公的責務を示し、情報公開制度を裏づける原理の一つとされている。ここでは、「知る権利」を担保するものとして使われる。

もともと説明する責任とは、会計学上の言葉で仕事の受託者が依頼者に対してその仕事の経過や結果を説明する責任のことである。つまり、その仕事を受託した行政機関が、税金を支払って仕事を依頼した市民に対してその仕事の経過や結果に対して説明責任を負うといった関係が成り立つと考えられる。

(2) 知る権利

「知る権利」とは、憲法第13条の「幸福追求権」、第21条の「表現の自由」、第25条の「生存権」などに含まれ、また、国民主権の国政原理や「地方自治の本旨」にも連なっていると解されている。本条は、その憲法に内在された権利を具体化するものである。

たとえば、憲法が掲げる原則の一つである「国民主権」は市民が直接、間接に政治に参加することをその内容としているが、その前提として「知る権利」が保障されていなければならない。

市民参加を実質的なものにしていくためには情報公開制度は欠かせないものである。

また、食べ物や生活環境などについてさまざまな情報を知ることができなければ、健康を害したり、時には生命の危機にさらされたりすることがあるかもしれない。健康で文化的な最低限度の生活は、「知る権利」が保障されていなければ実現できないのである。

(3) 市民による市政への参加と監視を促進

「知る権利」が保障され、「説明責任」が果たされることにより、市民は市政に関する情報を入手することが容易になる。市民は、そのようにして入手した情報を利用することにより、行政運営にアクセスすることが可能となり、それをもって、市民参画による「まちづくり」が実現される。

(4) 公正で透明な

「説明責任」や「知る権利」だけが、情報公開制度を裏づける原理ではない。

行政手続法や行政手続条例ではその目的として、行政運営における透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民（市民）にとって明らかであることをいう）の向上を図ることを掲げている。

情報を公表することにより、行政運営の透明性の向上を図るという点において、情報公開制度と共通性を有するといえるであろう。

これにより行政上の意思決定や執行過程に関して、その内容が市民に明らかにされ、市政に対する市民の信頼性が高められる。

(5) 開かれた市政

以上のことをとおして、本条例は、町田市政がより一層開かれたものとなることを目的としている。市政がより一層開かれたものとなることは、市民と市政との信頼関係の確立につながることもなる。そして、これらのことは、憲法にうたわれている地方自治の本旨にも適うことになると考えられる。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されるものを除く。

1 趣旨

本条は、本条例において中心的な用語である「実施機関」及び「公文書」について定義したものである。

2 解釈・運用

(1) 実施機関

本条例に基づいて情報公開制度を実施する機関のことを「実施機関」という。

各実施機関は、本条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行しなければならない。

なお、第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項のとおり、指定管理者、市が出資又は出捐を行う団体は、市とは法人格が異なるため実施機関とはならないが、その公共的性格から制度化を図ることが望ましい。

(2) 公文書

本条例の対象となる公文書の範囲を定めたものである。一般的に、私人の作成した文書であっても、官公庁が職務上取得したものは公文書を含む。

つまり、職員の私信やメモを除き、日常業務で取り扱う文書は、おおむね公文書と考えられ、情報公開条例においては、この意味での公文書をその対象としている。

① 実施機関の職員

実施機関の職員とは、市長、各行政委員会の委員、監査委員及び議員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。

なお、実施機関に所属する職員であっても、「町田市土地開発公社」、「町田市職員互助会」等、実施機関とは別の組織の事務に従事している場合は除かれる。

② 職務上作成し、又は取得したもの

職務上作成し、又は取得したものは、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成、又は取得したという趣旨であり、決裁等の事務手続を終了していることは必要ではない。

作成したものについては、内部事務手続を開始した時点以後のものをいう。

取得したものについては、内部事務手続を開始したかどうかを問わず、文書等が市に到達し、受領した時点以後のもので、組織において利用可能な状態で保管又は保存されているものをいう。

受領した時点以後のものであれば、収受印が押されているか否かは問わない。

会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

市の自治事務であるか、国等が行うべき事務を法令により実施機関が処理することとされる法定受託事務であるかは問わない。

また「職務」には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 又は第 180 条の 7 の規定により、他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等及び、第 252 条の 17 の 2 の規定により都条例により東京都知事の権限に属する事務の一部を処理することとなったものを含む。

③ 文書、図画及び電磁的記録

ここでは、記録媒体の物理的性質に着目して公文書を定義している。

記録媒体の物理的性質によって、公開方法での技術的制約なども考えられるが、本条例では、「知る権利」を広く保障する立場から、現在用いられている、又は将来用いられる可能性のあるすべての記録媒体を公開請求の対象とするものである。

④ 実施機関が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの

当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして、利用可能な状態で、保管又は保存されているものを意味する。

したがって、例えば、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料（私信や個人的なメモ等）は除かれる。

しかし、これらの文書が他の公文書に添付された場合など、職務上の内部検討に付された場合等においては、「公文書」となることもある。対象となる公文書は、条例施行以後作成し、又は取得したものに限定せず、条例施行以前に作成し、又は取得したものも含め、現在、実施機関が保有しているものすべてである。

したがって、各実施機関が定めている文書管理規程等に規定する保存期間が過ぎたものであっても、廃棄の手続がされないままに保存されている場合は、「保有するもの」に該当し、本条例の対象となる。

⑤ ただし書きについて

「広報まちだ」や「まちだガイド」など、配布することを目的として作成されたもの（無償刊行物、パンフレット等）や、販売することを目的として作成されたもの（有償刊行物）のように、一般に容易に入手が可能なものについては、情報公開制度を利用する必要性が乏しいと考えられることから、制度の対象外とする。

町田市行政不服審査会 2017年度第3号事件 2020年1月15日答申（付言）（※原請求時点の法令に基づくもの。審査会の答申について、以下同様。）

第6 付言

ホームページでの公表情報については、本件条例第13条第2項とともに、関連する規定として本件条例第2条第2号ただし書きがあり、公文書の定義該当性の問題もあるので、この際、付言として意見を述べておく。

本件条例第2条第2号では「公文書」の定義を定めているが、ただし書きで「広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されたものを除く」としており、ホームページでの情報公表は、「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」に該当するとも解し得るところである。このただし書きについては、『広報まちだ』や『まちだガイド』など配布することを目的として、また、販売することを目的として作成され

たもの（有償刊行物）のように、一般に容易に入手が可能なものについては、情報公開制度を利用する必要性が乏しいと考えられることから、制度の対象外とする」（「情報公開ガイドブック」）と解されている。

『広報まちだ』や『まちだガイド』のようなものは、ホームページにおいてダウンロードできるように提供されていたり、コンテンツのアクセシビリティを確保するためにテキスト化して掲載するなど、頒布手段としてホームページが選択されることもある。しかし、本件条例第2条第2号ただし書きは、公表手段として何を選択したのかによる選別を趣旨としているというより、『広報まちだ』や『まちだガイド』をはじめとする広報や書籍あるいは有償刊行物に類する、公表や販売を目的に一つの完結的な作品として形成されているものを想定していると解すべきである。

したがって、ホームページに掲載されていることをもって直ちに「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」と判断することはできない。

なお、ホームページに掲載されている情報が情報公開請求された場合、一般的な運用として、①請求対象範囲のうちホームページに掲載されているものについては請求者に別途教示する、②公開実施段階で教示し入手方法の選択肢が写しの交付以外にあることを周知する、などがあり、こうした運用はむしろ積極的に行われるべきである。

資料：実施機関の職員の範囲

地方自治法				地方公務員法（第3条）													
身分区分		根拠条文 (地方自治法以外 は根拠法を記載)	常勤/非常勤	一般職（第2項）				特別職（第3項）									
				一般行政職員	教育公務員	単純労務職員	会計年度任用職員	（一）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職	（一）の（二）地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職	（二）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの	（三）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる職	（三）の（二）投票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、その他総務省令で定める者の職	（四）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの	（五）非常勤の消防団員			
議会	議員	第17条	非常勤					○									
	補助機関 事務局長、書記その他の職員	第138条	常勤	○		○	○					○			○		
執行機関	知事及び市町村長	第17条	常勤					○									
	補助機関	副市長	第162条	常勤					○								
		会計管理者	第168条	常勤	○												
		出納員その他の会計職員	第171条	常勤	○			○									
		職員	第172条	常勤/非常勤	○		○	○					○			○	
		専門委員	第174条	非常勤									○				
	委員会 又は委員	教育委員会	委員(長)	第180条の5	常勤/非常勤				○								
			教育長、指導主事、事務職員、技術職員、その他の所要の職員	地教法第18条	常勤/非常勤	○	○	○	○					○			
		(教育機関) 学校	校長、教員、事務職員、技術職員、その他の所要の職員	地教法第31条	常勤/非常勤	○	○	○	○					○			
			事務職員、技術職員、その他の所要の職員	地教法第31条	常勤/非常勤	○		○	○					○			
		選挙管理委員会	委員(長)	第180条の5	非常勤					○							
			書記長、書記、その他の職員	第191条	常勤	○		○	○					○			
			投票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人等	—	非常勤										○		
		監査委員	委員(代表監査委員)	第180条の5	常勤/非常勤					○							
			事務局長、書記、その他の職員	第200条	常勤/非常勤	○		○	○					○			
		農業委員会	委員(会長)	第180条の5	非常勤					○				○			
	職員		農委法第26条	常勤	○		○	○					○				
固定資産評価 審査委員会	委員	第180条の5	非常勤					○									
付属機関	委員	第202条の3	非常勤									○					
公営企業	病院事業管理者	地公法第7条	常勤					○									
	企業職員	地公法第15条	常勤/非常勤	○		○	○										
消防	消防団	消防団長、消防団員（※常勤のみ）	消防組織法第23条	常勤											※		

※非常勤の消防団員（消防団長を含む）は職員に該当しない。但し常勤者は消防組織法に基づき職員に該当する。

第3条 実施機関の責務

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する知る権利が十分尊重されるよう、この条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、第1項において本条例の解釈及び運用に関する実施機関の基本方針について、第2項において市民に対し情報を積極的に提供するという実施機関の責務について規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 解釈及び運用の基本方針

第1項は、本条例全体の解釈及び運用の基本方針を定めたものである。

① 「知る権利」の尊重

知る権利が十分尊重されるために、請求者の立場に立ち、特に次の点について考慮しなければならないものとする。

ア 公文書の公開義務（第5条）は、原則公開を定めたものであり、第5条第1項各号で定められた「非公開情報」は例外である。

イ 公開請求に対する決定等（第9条）及び公開の実施（第12条）の規定は、速やかに対応できるよう解釈し、運用するものとする。

② 個人情報に対する配慮

原則公開とする公文書の公開制度においても、個人に関する情報は最大限に保護されるべきであり、みだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(2) 情報の積極的な提供

第2項は、市民に対し情報を積極的に提供するという実施機関の責務について定めたものである。

① 情報提供の充実

「公文書の公開制度」は、行政機関の保有する情報を、住民の請求に応じて公開することを行政機関に対して義務づける制度である。つまり、本条例に基づいて請求を受け、当該文書の公開の可否について判断することである。

これに対して、「情報提供」とは行政機関が本条例によることなく、住民に対して情報を提供するさまざまな形態をさす。各窓口において公文書の閲覧等の要望に応じたり、広報紙の発行、報道機関へ情報を提供したりすることなどがあげられる。

広い意味での情報の公開は、「公文書の公開制度」によってのみ実現されるものではなく、従来から各実施機関が行っている「情報提供」及び「市政状況の公表制度（財政状況の公表制度等）」が併せて充実されることにより、一層情報の流れが豊かになるものである。よって、実施機関は、本条例の目的に鑑み、さらに積極的に情報の提供を行うとともに、情報の提供の手法の改善及び充実についても、一層の努力をするものとする。

② 「公文書の公開制度」と「情報提供」

「公文書の公開制度」は、上記のとおり、実施機関に対しその保有している公文書を請求に基づき公開することを義務づける制度であり、あくまで請求を受けての受動的行為である。そのため、きめ細やかな対応といった柔軟さに欠けるものの、請求に対する決定に不満がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をなし得る強い権利となっている。

これに対し「情報提供」は、行政機関が自らの意思に基づき、法的に義務づけられることなく、その裁量により、保有する情報を外部に提供する、いわば行政機関の自発的、能動的行為である。そのため、特定あるいは不特定多数の市民を相手に、当該公文書から情報を部分的に抽出したり、わかりやすく情報を加工したり、その場の状況に応じて柔軟な対応がとれるものの、結果的に行政側の恣意的な判断と思われる可能性もある。また、情報を提供される側は審査請求をなし得ない。

具体的な場面においては、両者が接近してくることも考えられ、さらにいずれかの方法をとるかにより公開（提供）される内容に差異が生じてくることも有り得る。また「公文書の公開制度」の実施が、従来から行われている「情報提供」を煩雑にし、阻害することがあってはならない。

そこで、「公文書の公開制度」と「情報提供」のいずれの方法をとるかについて、次のような基準で区分することが考えられるが、今後提供する情報の内容については、常に見直していく姿勢が必要となるであろう。

- ア 公表を前提として作成されたものは、今後も「情報提供」によることとする。
- イ 公表を前提として作成されたものではないが、市政の推進や市民の理解を得るため、提供することが市政に積極的に寄与すると認められるものについては、「情報提供」によることとする。
- ウ 従来から公表を予定してこなかったもの（例：決裁文書）については、原則として「公文書の公開制度」によることとする。
- エ 公文書の内容を明らかにすべきかどうか、実施機関と市民の間に意見の対立がある場合には、「公文書の公開制度」によることとし、条例に基づく請求書の提出を求めるものとする。
- オ 条例による公開ができない場合でも、本人や関係者に限って明らかにできる内容であるときは、「情報提供」あるいは個人情報保護に関する法律（平成 15

年法律第 57 号) の「開示請求」によることとする。特に「情報提供」による場合は、法律に基づく「開示請求」による時と同様の本人確認を行う等、プライバシーの保護に十分配慮する必要がある。

3 参考

(1) 「情報提供」と「公文書の公開制度」の違い

	情報提供	公文書の公開制度
手続き	条例に手続きの定めはない 原課で可能	条例により手続きを規定 (窓口は総務部法務課)
救済措置	ない	審査請求
決定期間	特に定めはない	14 日以内 30 日以内の決定延期、又は期限の特例制度あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 原本の加工が可能 • 必要な部分のみの提供が可能 • 編集、加工、統計処理が可能 • 公開しない部分と理由は口頭説明 	<ul style="list-style-type: none"> • 原本公開 • 請求内容が含まれる公文書全体が対象 • 加工不可 • 非公開情報とその理由は文書で明示

(2) 議会の調査と情報公開との関係

議会には、執行機関との関係を円滑に進めるために「町田市議会申し合わせ事項」に定められた資料要求制度（申し合わせ事項 17）があり、他に、地方自治法で認められた検査権（第 98 条第 1 項）、監査権（第 98 条第 2 項）及び、調査権（第 100 条）がある。

議員からの資料要求には、原則として、情報公開条例に基づく公文書の公開請求と同様に対応する。

(3) 公文書の作成

情報公開制度を運用していく上で、公文書の適切な作成が大前提となる。条文として明文化されていないが、適切な公文書の作成も実施機関の責務と言える。

町田市行政不服審査会 2017 年度第 1 号事件 2019 年 7 月 17 日答申（付言）

第 6 付言

本件対象文書 2 は、「障がい者虐待相談受付・ケース記録」である。このような文書は、障害者虐待に関する相談が寄せられた場合に当該相談内容等を記録する文書であり、当該ケース記録は、その文書を作成しておくことにより、担当職員の異動が生じた場合にも、過去の経緯等を踏まえた継続的な相談対応など障害者に対する虐待の防止のための各種の事務事業を可能とするために作成されるもの

であるから、相談内容及びそれへの対応の仕方などができる限り具体的にかつ正確に記載されていることが、当該事務事業を継続的に適正に遂行する上において必要不可欠と考えられるものである。

したがって、当該文書の様式が法令によって特定されておらず、当該相談内容等の記載が担当機関によってケースごとに適切と判断された形式によって行われるとしても、当該ケース記録の果たす前述の役割に鑑みれば、その役割を果たすべく、相談内容及びそれへの対応の仕方などができる限り具体的にかつ正確に記載されていることが最低限要請されるものと考えられるものである。実際に本件対象文書2より前の事案について作成されている他の事案のケース記録には相談内容などが記載されている。

本市は、市の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする町田市情報公開条例（平成元年条例第4号）、及び、市民が自己に関する個人情報の主体であることに鑑み、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的な人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする本件条例を制定、施行し、情報公開制度及び個人情報保護制度を運用している。

この両制度が適正に運用されるためには、個人情報をはじめとする各種の情報が公文書（町田市情報公開条例第2条第2号、本件条例第2条第7号）に必要なかつ十分に記録されていることがなにより重要であり、かつ、前提となる。個人情報をはじめとする各種の情報が必要なかつ十分に記録された公文書が当初から作成されないことになるならば、記録に係る実務に支障を生じさせるとともに、本市の情報公開制度・個人情報保護制度において、上記の各条例に定められている当該制度の目的を果たすことができなくなることとなる。

そのような不適正な公文書作成がなされることは、本市における情報公開制度・個人情報保護制度の自殺行為とも評し得る。各種の情報が必要なかつ十分に記録された公文書が適正に作成されることは極めて重要なことである。

加えて、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）は、国等の諸活動等の記録である公文書等が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」に鑑みて、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、ひいては、国等の「有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされる」ことを目的とし（同法第1条）、この目的を達成するために、国等の職員には、その所属する「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に行政文書（同法第2条第4項）を作成することを義務付け

ている（同法第4条）。

この理は、地方公共団体がその事務事業の実施等の諸活動を行うにつき、その職員が職務上作成し、又は取得する文書であって、組織的に用いるものとして、当該地方公共団体において保有されるもの（行政文書）にも、同様に等しく妥当するものである。なるほど、公文書管理法自体は、地方公共団体（及びその職員）には直接適用されるものではない。しかし、同法は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」（同法第34条）と明文の規定をもって定めていることに鑑みれば、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に行政文書を作成すべきことは、地方公共団体の行政文書についても同じように妥当すると考えるのが素直である。

本件対象文書2が、その対象とする事案より前の事案について作成されている障がい者虐待相談受付・ケース記録の文書とはまったく異なり、相談内容などを具体的に記載しないという方式で作成されているのは、事後の訴訟の可能性を想定してのことのようである。しかし、例えば、本件対象文書2の非開示決定処分取消しを求める訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項）を想定してみると、本件条例において非開示とされる事由が明定されており、かつ、当該事由は、本件条例に限らず、本件条例に相当する他の地方公共団体の条例や行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）にも、共通して一般的に定められており（例えば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条）、それ故、適正なものであるから、本件条例に定める非開示事由に該当する情報であれば、裁判所においてもまた非開示と判断されるものであり、実施機関が懸念していると思われる、裁判によって事後的に当該情報が開示されるという事態が生じることはないものである。また、一般に、本件対象文書2が文書提出命令の申立ての対象とされた場合であっても、民事訴訟法（平成8年法律第109号）は、裁判所が提出を命ずることとなる文書が「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」（第220条第4号ロ）であれば、それについては、まずは、当該文書の所持者にはその提出を義務付けていないこと、また、仮に、公務員の職務上の秘密に関する文書について同法第220条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合でも、裁判所は、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁の意見を聴かなければならないものとすることによって（同法第223条第3項）、同法第220条第4号ロに該当する文書の提出の要否が適正に判断される仕組みとなっている。

このような法制上の仕組みも考慮するならば、訴訟への対応の必要性の有無を問わず、正当な理由や根拠なく、その内容が本件審査請求人に明らかになることは

ないものである。

したがって、各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が当初から適正に作成されることは、やはりなによりも重要であって、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように公文書（行政文書）を作成する公文書管理法の趣旨に沿った公文書の作成が強く要請される。それ故、本件はもとより、将来に向けて各種の行政文書の作成が、前述した公文書管理法の趣旨に適合した形で適正に作成されることを強く求めるものである。

第2章 公文書の公開

第4条 公文書の公開の請求

(公文書の公開の請求)

第4条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

1 趣旨

本条は、具体的に保障される権利の内容を明らかにするとともに、この権利を行使することができる者の範囲を規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 権利の内容

本条例に基づき具体的に保障される権利の内容は「公文書の公開を請求することができる権利」である。

したがって、実施機関は、公開の請求に対しては、第5条第1項各号の「非公開情報」を除き、当該公文書の公開を行う義務を負う。

また「公文書の公開」は、第12条第2項に規定されているとおり、文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。これら以外の貸出し等の方法による公開の請求については、本条例の定めるところではなく、その請求に応じるか否かは、当該公文書の内容及び当該請求の趣旨等を勘案の上、個別に判断するものである。

(2) 権利を行使することができる者

この権利を行使することができる者の範囲(請求権者)は、次のような理由により、「何人も」とするものである。

- ① 基本的人権としての「知る権利」の意義を考えた場合、市政と直接の利害の有無にかかわらず、市政に関する情報を知りたいという人々の要求に応える必

要がある。

- ② 現実の社会における情報の流れは、今日では行政区画に影響されない形で社会的に存在している。
- ③ 市政の影響は、市外にも及んでおり、請求権者を何らかの形で限定したとしても、代理人が請求したり、公開された情報の写しを譲り受けたりといった事例が考えられるため、請求人を限定する意味は薄いと思われる。

(3) 「何人も」

「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、自治会、商店会、消費者団体等法人格はないが、当該団体の規約等及び代表者が定められているものも含まれる。

第5条 公文書の公開義務

第5条第1項

(公文書の公開義務)

第5条 実施機関は、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

1 趣旨

本条は、実施機関に公文書の公開義務があることを明確にし、その例外として第1項各号で非公開とする情報を規定したものである。

非公開情報の規定については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正（2023年4月1日施行）を機に、個人情報保護制度と情報公開制度との整合を保つため、改正個人情報保護法の規定に沿うよう情報公開条例を改正した。

2 解釈・運用

(1) 公文書の公開義務の原則

本条では、実施機関に条例第2条第2号に規定する公文書のすべてを公開することを基本原則としている。

しかし、中には、公開することにより個人のプライバシーや法人の利益を侵害するなど、行政の公正・適正な執行を妨げるおそれのある情報が含まれるため、公文書の公開義務の下であっても非公開とせざるを得ない公文書がある。そこで、第1項第1号から第4号までの規定は、このような原則公開の例外として、非公開情報を定めている。

しかし、あくまでも原則公開の例外であり、その範囲は、必要最小限かつできる限

り具体的、明確に定められなければならない。また、当該事項は、情報公開制度の「公文書の公開制度」のもとにおいて公開義務が免除される情報であり、ほかの制度のもとでのこれらの情報の公開（例えば情報提供）までを禁止するものではない。

(2) 非公開情報の考え方

「非公開情報」とは、実施機関に裁量の余地を認めたものではなく、「公文書の公開制度」の原則公開の例外として、公開の義務を免除したものである。

(3) 地方公務員の守秘義務と情報公開条例

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条第 1 項は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定している。

情報公開制度では、情報公開条例に定められた非公開情報が、地方公務員法の守秘義務の内容を具体化する効果を持つと解される。

したがって、情報公開条例に基づいて情報公開をしていれば、地方公務員法の守秘義務に反することはないと考えられる。

(4) 法令との関係

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条（議会の調査権）、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 220 条（文書提出義務）及び第 223 条（文書提出命令等）、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2（報告の請求）の規定のように、法令の規定により、実施機関に対し、公文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における本項各号と当該法令の規定との関係は、本項各号と守秘義務との関係と同様に、その趣旨及び目的を異にするのであるから、本項各号に該当することをもって、当該要求を拒否する理由とすることはできない。

法令の規定に基づく提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定するものとする。

第 5 条第 1 項第 1 号 個人に関する情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第 3 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 趣旨

本号は、個人の尊厳を守るという観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報を非公開情報と規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 「個人に関する情報」

① 個人識別型

個人に関する情報は、一度公開されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。

個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に尊重するものとする。

プライバシーの具体的内容は、法的及び社会通念上必ずしも明確ではないため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかである場合はもちろん、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含め、個人に関する情報は非公開とする。

ただし、個人に関する情報であっても、本号ア、イ、ウに該当する場合は、非公開情報とはならないので、公開請求された際に個人に関する情報だからといって機械的に非公開と判断するのではなく、個別具体的に非公開事項に該当するか検討し判断する。

また、死者に関する個人情報について公開請求がなされた場合も、生者と同様に取り扱う。個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、個人情報を「生存する個人に関する情報」と定義しているが、これは死者が開示請求権等を行使できない等、同法の対象とする意義が乏しいという事情からであり、同法に基づく開示請求においては、請求者が求める保有個人情報に請求者以外の第三者である死者が識別される情報が含まれている場合には、死者に関する情報を「個人に関する情報」として不開示情報と位置付ける。情報公開制度の運用にあたっては、同様

に取り扱うこととする。

② 「個人に関する情報の具体的な項目」

個人に関する情報は、具体的に次のようなものが考えられる。

- ア 基本的事項に関する情報（氏名、性別、生年月日、本籍、国籍、親族関係等）
- イ 思想・信条等に関する情報（思想、宗教、趣味等）
- ウ 社会的地位等に関する情報（職業、職歴、学歴、団体加入等）
- エ 成績・資格等に関する情報（学業成績、勤務成績、各種資格等）
- オ 財産・収入に関する情報（収入状況、財産状況、納税額等）
- カ 心身等に関する情報（健康状況、病歴等）

(2) 「特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」とは、特定の個人が当該情報から判別でき、又は判別できる可能性があるものをいう。

当該情報からは直接特定の個人が判別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が判別できるものも含まれる。

一般的に、特定の個人が判別できる直接的要素は、氏名や住所などである。

したがって、それらが記載されていれば特定の個人が識別される情報であり、非公開情報である。

また、氏名等を削除したとしても、それ以外の部分から特定の個人が推測されるものであれば、やはり、特定の個人を識別することができるとなる。

直接特定の個人が判別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が判別できるものを考えるとき、特定の個人が属する組織、又はコミュニティの大きさが重要な要素となる。

同居の親族のような小さなコミュニティでは、氏名等を削除しても少ない情報で簡単に個人が特定される。都道府県のような広域なエリアでは、氏名等を削除すれば、個人を特定する事は非常に困難となる。

公開にあたっては個々の情報の特性を考慮し個別に判断する事は当然ではあるが、強い特性がない場合は、「小学校の学区内で個人が特定されるかどうか」を指標の一つとする。

なお、この指標は社会生活の変化と共に変動するものと考えられることから、「原則公開」と個人のプライバシー保護との均衡を考慮して絶えず見直す必要がある。

町田市情報公開・個人情報保護審査会 1998年度第4号事件 1999年8月10日答申
(要旨)

町田市では、「不登校状況の調査票」(①不登校児童・生徒数及び学年別、男女別内訳②不登校に陥ったきっかけと態様等が記載されている。当然個人名についての記載はない)については、「学校名・記入者名・電話番号」以外の部分は、公開する運用となっている(町田市情報公開・個人情報保護審査会 1992年度第19号

事件答申及びこれに基づく市教委の裁決)。

本件公開請求のように、調査票のうち「学校名」を「町田市立〇〇中学校分」と特定したうえで公開の是非を判断することは、従前の公開の運用を併せ考えると、町田市立〇〇中学校分を全面公開することの是非を判断することと同じということになる。

本件文書の内容は、不登校児童生徒の不登校状況についての情報の集合であり、個人に関する情報ということができる。・・・

しかしながら、本件文書の調査内容には、「不登校に陥った直接のきっかけと不登校の態様」の条項のように、その生徒個人の心身に関する基本情報であり、最も他人に知られたくない情報(センシティブ情報)が含まれていることから、個人の識別可能性の判断については慎重に行う必要がある。

そして調査票の条項の該当者数が1名の場合あるいは2、3名であっても前年度分の調査票と当年度分の調査票と比較したうえで、当該学校の他の情報と結合することによって、不登校の理由との関係において特定の個人の識別が可能になる場合がある。

そうすると本件文書は、特定の個人が識別され得る情報を含むといわざるをえない。(下線は引用者)

(3) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

個人事業者の情報は、事業を営む個人の当該事業に係る情報と、当該個人の生活に関する情報とに分けられる。

前者に該当する情報は、事業の種別、事業所の所在地・電話番号、店舗等の設備や間取り、経理状況、取引情報などがある。一方後者の情報としては、個人に関する住所、本籍、親族関係、学歴などが考えられる。

前者の事業を営む個人の当該事業に係る情報は、個人の情報という特性はあるが、企業情報などとともに事業活動に関する情報として捉え、条例第5条第1項第2号(法人情報)として考える。

(4) ただし書き

ただし書きに該当する場合は、個人情報であっても公開の対象とする。

① 「ア」について

法律、政令、府令、省令その他の命令及び条例等の規定により告示されているなど、広く周知が図られている個人情報、及び慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に関しては、公開するものとする。

ただし、その情報を知り得る権利のある者が利害関係人に限定されているものは除く。

また、法令の規定では「何人」とされていても、現に制限されているもの(例:住民票)等は、これに該当しない。

公文書の中には、登記事項証明書などが添付書類として添付されているものがある。

このような場合についても、このただし書きに該当すると言える。

国家資格は資格者名簿に登録することで、その業に就く事ができるものが数多くある。ほとんどの名簿登載は法に定めてあると共に閲覧制度を備えているので、これらの資格者情報は法により広く周知が図られている個人情報と言え、このただし書きに該当する。

また、個人に関する情報であっても、経歴、職歴、生年月日、賞罰などは市販の文書に掲載されているときがある。このような場合、既に一般に公表されている情報、公知の情報と判断し、条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当すると考える。

町田市情報公開・個人情報保護審査 2009 年度第 6 号事件 2012 年 1 月 13 日答申
(抜粋)

本件条例第5条第1項第1号ただし書きア該当性について検討すると、異議申立人が主張するように、建築士法第6条第2項の規定により国土交通大臣は一級建築士名簿を一般の閲覧に供しており、同法施行令第3条は一級建築士名簿の登録事項として、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、一級建築士試験合格年月、合格証書番号などを指定している。

そうすると、本件対象文書中の一級建築士である設計事務所担当者の氏名・生年月日・一級建築士登録番号・登録年月日は、いずれも法令により何人でも閲覧することができる」とされている情報にあたるから、本件条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当するので、公開するべきである。

町田市情報公開・個人情報保護審査会 2003 年度第 1 号事件 2004 年 6 月 8 日答申
(抜粋) (要旨)

実施機関により提出された証拠及び当審査会の調査によれば、市民病院総院長の生年月日については、公刊され図書館で一般に閲覧できる「新訂現代日本人名録2002」、「醫籍総覧」、「日本医籍録」、「研究者・研究課題総覧」その他複数の書籍に掲載されており、既に一般に公表されているから、条例第5条第1項第1号ただし書きア「何人でも閲覧することができる」とされている情報」にあたる。

② 「イ」について

個人に関する情報を非公開情報として保護することによる「個人情報の本人の利益」と個人に関する情報を公開することにより保護される「人の生命、健康、生活又は財産」の両者を比較衡量した際に、後者が優越するときは公開になることを規定したものである。

判断の際は、現実「人の生命、健康、生活又は財産」に関して、被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合も含むものである。

③ 「ウ」について

公務員等に関連する情報については、公務員としての当該公的業務に関する情報と

公的業務を離れての私人としての行動や生活に関する情報とに分けられる。

その職務執行に際して記録された情報（起案書等）に含まれる当該者の職、及び当該職務遂行の内容に係る部分については、それを公表することにより、その生活の平穩を不当に侵害されるなど特別の事情が存在しない場合は、原則として公開する。

職員の氏名については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）においては「不開示情報」とされているものの、国の情報公開法においては、行政機関に所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、原則として公にするという運用がなされている。この運用を踏まえ、職員の氏名は条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当すると位置づけ、職及び職務内容と同様、原則として公開することとする。

ただし、出勤簿のように、出勤や出張などの公務に関する情報と、休暇に関する情報等、私生活に関する情報が混在する場合は、私生活に影響を及ぼすおそれがある情報と公務に関する情報が容易に分離できる場合は、前者を非公開とし、後者を公開とするが、分離が困難な場合は、非公開とすることになる。

町田市行政不服審査会 2018年度第6号事件 2021年11月18日答申（抜粋）

2 本件条例第5条第1項第1号エ該当性について

(1) 本件条例第5条第1項第1号エ

本件条例第5条第1項第1号エは、個人識別情報非公開の例外として、「法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの」を挙げている。

元来、法令に基づく許可、免許、届出等（以下「許認可及び届出等」という。）は、これを申請し、又は届け出る者に利益になると同時に、多かれ少なかれ、第三者、又は公共に影響を与える性質を持つものであり、その情報は、原則として、可能な限り広く公開されるべきものである。しかしながら、公開請求にかかる情報が、個人情報に該当する場合、公開の判断に当たっては、単に、それがかかる性質を有する許認可及び届出等に関する情報に該当するというにとどまらず、「公開することについて公益上の必要性」が認められなければならないとするのが同条同項同号エの趣旨である。

そして、ここでいう「公開することについての公益上の必要性」は、請求者の属性を考慮せず情報を公開するという情報公開の仕組みにおいては、広く一般に公開する公益上の必要性があるか否かで判断することとなる（その意味で、市のハンドブックにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」といった場合に限り例外的に公開される、との解釈には根拠が認められない。）（中略）

(3) 本件ごみ集積所の申請者の氏名等の公開について

ところで、本件申請書にかかるごみ集積所「〇〇町〇-〇〇〇」は、上記区分では、①道路用地上に設置しているごみ集積所に該当するが、ごみ集積所要綱を定

めた平成24年以前から存在するごみ集積所であり、既に市がその所在を把握していることから、新たに、移動や廃止がない限り、上記届出をする必要のない集積所であった。こうした事情にもかかわらず、本件申請書が公文書として存在している理由については、3R推進課では「近隣から利用上の問題があるという指摘を受けたため、市がごみ集積所を利用している住民との連絡調整を行う必要から、便宜的に申請という形で提出してもらったため」としている。

以上、ごみ集積所の開設等にかかる「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の届出者の氏名等は、当該ごみ集積所を届出に際して確認または把握するものであること、そして、その際の届出者は、届出時点における町内会長など便宜的なものであること、また、新たに移動、廃止の届出がなされない限り、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」に基づいて届出者に連絡をする必要がないこと、加えて、「町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届」の様式でなされた本件申請書は、ごみ集積所の開設等と関係のない理由から申請されたものであることを踏まえると、市が、申請者の同意を得るなどして、本件ごみ集積所の利害関係者等に対して特別に情報提供をすることがあり得るとしても、一般公開を定める本件条例に基づく公開請求において、条例第5条第1項第1号本文の個人情報に当たる申請者の氏名等を、同号エに基づいて一般に公開する公益上の必要性があるとは認められない。（下線は引用者）

第5条第1項第2号 法人に関する情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 趣旨

本号は、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれることを防止する観点から、それらに該当する法人等に関する情報を非公開情報と規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 解釈及び運用の基本方針

本号は、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに限って非公開とすることを定めている。当該法人等又は事業を営む個人が有する権利利益が、情報を公開することにより、害されるべきではないという考えに基づいている。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正（2023 年 4 月 1 日施行）を機に、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図るため、本条例を改正法の規定に沿うよう改正したことにより、改正前の条例の規定「著しく損なわれると認められるもの」に存在した「著しく」という語句が外れた。

しかしながら、公文書の公開請求に対しては「原則公開」という姿勢で臨み、非公開の範囲については抑制的に判断すべきという基本的な考え方は変わらない。

条例第 5 条第 1 項第 3 号、同項第 4 号についても同様である。

(2) 「法人その他の団体」

「法人」とは、商法上の営利法人のほか、学校法人、宗教法人、弁護士法人、医療法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等すべての法人をいう。

「その他の団体」とは、いわゆる「人格なき社団」「権利能力なき社団」のほか、町内会、自治会、同好会、NPO 等団体としての名称があり、規約、代表者の定めがあるなど、団体としての実体を有していることが必要である。

なお、「国及び地方公共団体」は、その行政活動については法人等の事業活動と性格を異にすることから、他の適用除外事項で対応するものとする。ただし、独立行政法人、出資等団体については、「国及び地方公共団体」とは法人格を異にしているので、本号の法人等に含まれるものである。

(3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など事業に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。

当該事業と直接関係のない個人に関する情報（住所、本籍、親族関係、学歴等）は本号に該当せず、本条第 1 項第 1 号（個人情報）で対応する。

町田市情報公開・個人情報保護審査会 2011 年度第 1 号事件 2013 年 12 月 25 日答申（抜粋）

本条例第 5 条第 1 項第 1 号における「個人に関する情報」の解釈

実施機関は、(中略)を理由に非公開としている。

ここで、本条例第5条第1項第1号は、個人に関する情報で、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を、プライバシー保護の観点から原則的に非公開としているが、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、ここに言う「個人に関する情報」から除外し、同条項第2号(法人情報)の対象としている。これは、個人が営むものであっても、事業に関する情報は、当該個人のプライベートな情報とは性格が異なるため、情報公開の可否の判断基準等も自ずから異なるという趣旨に基づくものと考えられる。ここで言う「事業」とは、商行為、商行為以外の営利行為を含むほか、一般的には営利行為といえないような社会福祉事業等も、その事業を営むことにより生計を立てている場合はこれも含むと解される。町田市総務部市政情報課作成「情報公開ハンドブック」(2011年3月)(以下「市ハンドブック」という。)によれば、これは、個人事業者の情報のうち、当該個人の生活に関する情報ではないものを、本条例第5条第1項第1号ではなく同条項第2号(法人情報)の対象とする趣旨とのことであるため、かかる解釈に合致するものと言える。(下線は引用者)

(4) 「次に掲げるもの」

① 「ア」について

「権利」とは、財産権に限らず、非財産的権利(宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等)も含むものである。

「競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の保有する技術上又は販売上の情報、財務や人事等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報、名誉や評価に関する情報等のことである。

「正当な利益を害するおそれ」とは、法人等又は事業を営む個人には様々な種類や性格があるため、権利利益についても様々なものがあることから、権利利益の内容や性質についても、保護の必要性を十分に考慮して、適切な判断をするよう求めたものである。なお、ここでいう「おそれ」とは、可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

法人が実印として使用している印鑑の印影は、公開し情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開することにより法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるものと言える。

しかし、法人の印影でも、多数の証紙等に印刷され、交付されることが予定されているものは財産の保護に著しい支障があるとは言えない。

町田市情報公開・個人情報保護審査会 2009年度第6号事件 2012年1月13日答申(抜粋)

社団法人日本照明器具工業会は、照明器具の製造・販売を行う事業者及び団体を会員として構成する法人であり、建築基準法で規定されている非常用の照明設備のうち、非常用照明器具について「非常用照明器具自主評定委員会」を組織して、

基準の制定、事業者登録、型式評定、事業者立入調査、買い上げ試験の実施等の業務を行っており、非常用照明器具等評定証は、その評定に基づいて発行されるものである。

これら法人等の印影は、評定を行う権限のある団体によって真正に作成された文書であることを示すために押捺されるものであるから、作成名義人である法人等の名称と相俟って評定証作成権限を証明するという意味を有するほか特殊な情報が含まれているわけではなく、また多数の評定証に押捺されて交付されることが予定されているものであることから、これが公開されたからといって当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれるとは認められない。（下線は引用者）

② 「イ」について

「実施機関の要請を受けて公にしない条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が事務等に必要な情報として、法人等又は事業を営む個人に非公開を約束して提出を要請した際に提出されたものであり、法人等又は事業を営む個人が自己に有利な政策の決定等を求めて提出した資料等は対象外である。

「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人が属する業界、業種の通常の慣行に照らして判断する。したがって、当該法人等又は個人の主張だけでは足りず、客観性が必要である。

(5) ただし書き

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は、条例第5条第1項第2号ア又はイに該当する場合であっても、公開する。

ここで言う「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、公益上の義務的開示を定めたものである。判断の際は、実際に生命、健康、生活又は財産に被害が生じていなくても、これらの法益が害される高度な蓋然性がある場合、公開することによる利益と非公開にすることの利益を比較衡量することにより行い、前者が後者を上回る場合は公開することとなる。

第5条第1項第3号 審議、検討等に関する情報

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1 趣旨

本号は、行政における内部的な審議、検討等の実施が困難になることを防ぎ、公正かつ適正な意思決定が行われること及び特定の者に不当に利益や不利益を与えることのないようにする観点から、それらに該当する情報を非公開情報と規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 解釈及び運用の基本方針

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにすること、及び特定の者に不当に利益や不利益を与えることのないようにする観点から定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねて行われており、中にはその途中で公開されることにより、外部から干渉されるなど適正な意思決定が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、市民に混乱を生じさせる場合があるので、これらの情報については、非公開とする。なお、本号を適用して非公開にする公文書であっても、意思決定完了後に公開又は部分公開が可能である公文書については、意思決定の見込み時期を明らかにして、当該時期以後の請求であれば、応じられる旨を非公開決定で示すことが望ましい。

なお、本号は、最終決定に至らない途中の情報であればすべて該当するとして非公開にするという趣旨ではない。例えば、適正な行政手続きの観点から、意思決定そのものだけでなく意思形成のプロセス自体についても、可能な限り公開されるべきであるが、公開することにより、今後の意思決定を阻害する具体的な弊害が生じる情報については、意思決定完了後であっても、非公開とすることになる。

(2) 「市の機関」

「市の機関」とは市のすべての機関をいい、執行機関（市長、教育委員会等）、議決機関（議会）及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」

行政内部において事務事業の最終的な意思決定が終了するまでに行われる審議、検討、調査研究、調整、打ち合わせ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらに関連して作成し、又は取得した情報も含むものとする。

(4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

事務事業の企画、検討のために収集した資料で、公開することにより、行政内部の審議等に必要な資料を得ることが困難になる情報のほか、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられると認められる情報等が考えられる。

(5) 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」

行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより市民に誤解や混乱を与える情報等が考えられる。

(6) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

調査研究の結果に関する情報や統一的に公にする必要のある計画に関する情報、その他検討案等で、公開することにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす情報等が考えられる。

町田市情報公開・個人情報保護審査会 1999年度第2号事件 2001年8月24日答申
(要旨) (抜粋)

対象公文書

「多摩都市モノレール（町田ルート）の導入に関する基本計画調査報告書 1999（平成11）年1月」（以下「本件文書」という。）

決定の内容：非公開

異議申立ての内容：本件文書の公開または部分公開

審査会の判断

当該公開請求に対して、実施機関は、公開用として作成した本件文書の概要版を公開した。（中略）

そこで、当審査会が本件文書と概要版とを比較してみたところ、概要版に記載されていないのは、主に、駅位置等に関する情報と事業の採算性に関する情報である。

駅位置等に関する情報については、未だ最終決定はされていない未成熟な情報であり、これについて、本件文書記載の概要版よりも具体的かつ詳細な情報を公表することは、誘致運動、土地の投機的取得等を招来するなど、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認めることができる。

したがって、現段階においては、確定した施設にかかる情報を除き、条例5条1項3号に該当するといえる。

3 会議公開制度との関係

審議、検討に関する情報を「非公開情報」としていることは、情報公開制度の課題の一つである。

行政側にとっては、意思決定過程の途中にある未成熟な情報を公開することにより市民の間で混乱を生ずる、あるいは、その意思形成に支障を来すことが予測されることから、公開されにくい側面があった。

そこで、その課題を補うものとして、会議公開制度がある。当該制度は、市民が審議会等の会議を傍聴して、どういった審議がなされて、どのようにまとめられるのか、まさに意思決定の過程を自分の目や耳で確認できる点で、当該課題に対応する

ものとして位置づけられている。

町田市審議会等の会議の公開に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参画を促進し、開かれた市政を実現することを目的とする。

(会議の傍聴)

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

第5条第1項第4号 事務又は事業に関する情報

(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 趣旨

本号は、事務又は事業に関する情報であつて、公にすることによって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

を非公開情報として例示した規定である。

2 解釈・運用

(1) 解釈及び運用の基本方針

本号は、事務又は事業の内容及び性質に着目し、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とする趣旨である。

(2) 「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」

市の機関とは、市のすべての機関をいい、執行機関（市長、教育委員会等）、議決機関（議会）及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。

国とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

(3) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」

アからキまでは例示であり、これら以外の支障であっても事務や事業の達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかで判断ができるよう規定したものである。

(4) 「ア～キ」について

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正（2023 年 4 月 1 日施行）を機に、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図る観点から加えた規定である。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
国家機密にあたるような情報が該当するが、市においては想定が難しい。

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

施設の設計図面及び間取り、実印の印影等が想定できる。

これらが公開されると施設への侵入及び襲撃等や、印鑑の偽造による財産を侵害する等の犯罪を誘発するおそれがある。

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

税の差し押さえ、市内の福祉施設等への指導監査、職員の採用等に関する情報が想定できる。これらは事実に基づいて評価や判断をし、一定の決定を伴う事務であり、

これらに関して実施時期や調査事項等が事前に公開されると、違法にならないまでも妥当性を欠く行為や隠蔽等を生じさせるおそれがあり、公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になるおそれがある。

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が当事者として関わる契約、交渉又は争訟に関する情報の中には、公開すると相手側と対等な立場にある市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の地位を不当に害するおそれがある情報がある。

用地取得等の交渉方針や買収計画等に関する情報や訴訟中の事案に関する情報が想定できる。これらが公開されると、適正価格での契約が困難になって財産上の利益が損なわれるおそれや、訴訟の対応方針が明らかになると本来認められる当事者としての地位が害されるおそれがある。

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

調査研究に係る事務に関する情報の中に、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公開することにより、成果を適正に広く市民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるものが含まれる場合や試行錯誤の段階の情報で、公開することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合が考えられる。

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
人事管理に係る事務に関する情報、例えば人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは非公開とする。

ただし「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、条例第5条第1項第2号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

申（抜粋）

対象文書①及び②は、交渉の経緯を市が内部的に記録しておくために作成するものであるが、市の交渉相手は、通常、かかる内部記録が公表されるとは考えずに交渉していることから、これを事後的に公開すると信頼関係が損なわれる恐れがあり、また、今後市が市民等との間で何らかの交渉を行う場合にもその内部記録が公表される可能性があるとの懸念から市も市民等も率直な交渉がしにくくなる可能性があると思われる。したがって、対象文書①及び②は、本条例第5条第1項第4号に該当すると考えられ、非公開とした本件処分は妥当である。

（中略）また、内部検討用資料のうち本建物についての交渉・移転スケジュールは、市が本交渉を開始するにあたって想定していた手続きとおよその日程を示すものにすぎないため、本交渉が終了した現時点において公開しても、「公開することにより当該事務又は事業の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にする」ものではないと考える。よって、当該文書は本条例第5条第1項第4号には該当せず、公開すべきである。（下線は引用者）

上記答申では、道路事業に係る交渉記録の公開請求に対して非公開とした決定に対して不服申立てがなされた案件である。

この答申では、「当該事務又は事業」とは、既に終了した道路事業に関する事務又は事業のみではなく、将来的に市が道路用地の買収と補償に関して行う交渉等の事務又は事業も含まれると解されている。これは、一般的に、道路用地等の買収と補償に関して市が所有者等と交渉を行うにあたっては、当該所有者等が補償金額算定等に要する資料・情報を市に提出すること、市と所有者等との間で率直な交渉や意見交換が行われること等が重要と言えるが、過去に行われた用地買収の交渉における資料等や、交渉過程が記録された書類が公開された場合には、将来的な用地買収において、所有者等が資料・情報を提出せず率直な交渉に応じなくなる、交渉の条件として記録を取らないことが要求される等の影響が及ぶことが考えられ、その場合、将来的な用地買収や補償が公正かつ適正に行われなくなる可能性があるためである。

この答申のように「当該事務又は事業」の範囲は、一律に範囲を規定すべきではなく、事務又は事業の特性により判断すべきである。

第5条第2項 一部公開

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。

1 趣旨

本項は、公文書の公開請求に対して可能な限り公開をしようとする趣旨から、「一部公開」について規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 解釈及び運用の基本方針

公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されていることをもって、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開情報に該当する部分を分離して、残りの部分を公開するものである。

(2) 「容易に分離できるとき」

非公開情報に該当する部分とそれ以外とを容易に分離できないときは、当該公文書の全部の公開をしないものとする。

「容易に」とは、公文書のどの部分に非公開情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるが、その部分の分離が技術的に困難な場合も一部公開する義務がないことを明らかにしたものである。

なお、一部公開をするための作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

第5条第3項 個人に関する情報の一部公開

3 公開請求に係る公文書に第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 趣旨

本項は、一定の要件を満たす場合において、公文書の公開請求に対して可能な限り公開しようとする主旨から、第1項第1号の非公開情報がある場合も、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができるという規定である。

2 解釈・運用

(1) 基本的な考え方

特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、個人に関する情報の公開根拠を与えることを重視した一部公開の一形態である。

個人に関する情報は、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に限られないから、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分も、第1項第1号ただし書きに該当しないかぎり非公開とすべきとなるが、個人識別性のある部分を除くことによって、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、これを非公開にする意義に乏しく、最大限の公開を実現する観点から部分公開することが望ましい。

そこで、このような場合は個人識別性のある部分を削除した残りの部分について第1項第1号の個人に関する情報は含まれないとみなして一部公開を行うこととしたのである。

理論的には、個人に関する情報であるが、個人に関する情報と取り扱わないというところが、第1条第2項との違いである。

(2) 個人識別情報について

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）から成り立っており、その全体が一つの非公開事項を構成するものである。

この場合、全体として非公開とするのではなく、氏名、住所等を削除した場合に、残りの部分を公開しても個人の権利利益が損なわれるおそれがないと認められ、かつ、請求の趣旨を損なわずに一部を公開することができるときは、当該氏名、住所等を削除したその他の部分について公開することとする。

なお、氏名、住所等を削除したとしても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる場合や、特定の個人を識別することができなくとも公にすることにより、個人の権利利益を害する可能性があるため、慎重に検討する必要がある。

第6条 公益上の理由による裁量的公開

(公益上の理由による裁量的公開)

第6条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

1 趣旨

本条は、非公開情報であっても実施機関の裁量的判断で公開できることを規定したものである。

2 解釈・運用

第5条では、非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求をした者に対し公文書を公開しなければならないと規定している。非公開情報が記録されている場合に公開が禁止されるのか、裁量的公開ができるかは明示していない。

ただし、第5条第1項第1号イや第5条第1項第2号ただし書きでは、公益上の義務的公開を規定している。また、第5条第1項第3号の「不当」、第5条第1項第4号の「適正」の要件の判断において、公開することの公益を斟酌することとしている。これらの利益衡量の結果、非公開とすることによる利益が公開による利益に優越すると判断された場合、実施機関が恣意的に公開することは禁止されることになる。

しかし、第5条の判断自体においては、非公開にする必要性が認められる場合であっても、個別具体的事情によっては、公開することの利益が非公開にするによる利益に優越すると認められる場合がありうることは否定できない。したがって、実施機関の高度な行政的判断により、裁量的公開を行う余地を残しておくべきである。

本条は、第5条で非公開情報に該当するものについては公開が禁止されていることを前提として、以上のような観点から、例外的に公益上の裁量的公開を認め、根拠を与えたものである。

本条による裁量的公開を行うに際しては、非公開情報の性質と公開による公益性を比較衡量して判断することになる。

第7条 公文書の存否に係る情報

(公文書の存否に関する情報)

第7条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

1 趣旨

本条は、一定の要件を満たす場合において、例外的に公文書の存否自体を明らかにせず拒否処分ができることを規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 基本的な考え方

本来、公開請求がなされた場合、対象の公文書が存在すれば、非公開情報に該当しない部分は公開し、該当する部分は非公開とすることになる。

しかし、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって、第5条第1項各号の非公開情報の規定により保護しようとしている情報を明らかにしてしまう場合があり、そのような場合には例外的に公文書の存否自体を明らかにせず、拒否処分をすることができることを明文化したものである。

(2) 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

ここで言う非公開情報を条例第5条第1項第1号該当の非公開情報として考えてみると、例えば、片方の親と共に身を隠している子どもの居場所を探索する目的で、離れているもう片方の親が、その子どもに係る公文書の公開請求を行った場合など、当該文書の有無を答えただけで、当市にいるかどうかの見当がついてしまう場合がある。また、特定個人を探索する目的で公文書公開制度を利用し「Aの前科記録」の公開請求が行われた場合も、文書が存在するか否を問わず、常に存否応答拒否すべきである。

文書が存在しない場合は不存在の旨を答え、文書が存在する場合のみ存否応答拒否したのでは、存否応答拒否することにより文書の存在を請求者に推測されてしまうことになる。

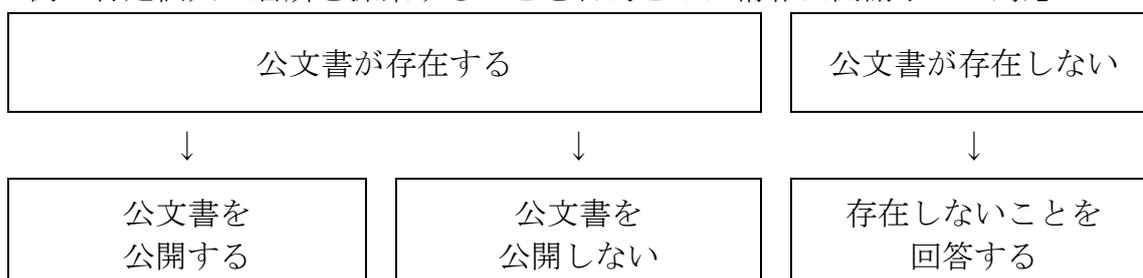
本件は、例示であるが、このように、公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになる場合があるので、非公開情報を十分に検討し、保護利益が侵害されると判断する場合は、当該公文書の存否を明らかにしないことができるという規定である。

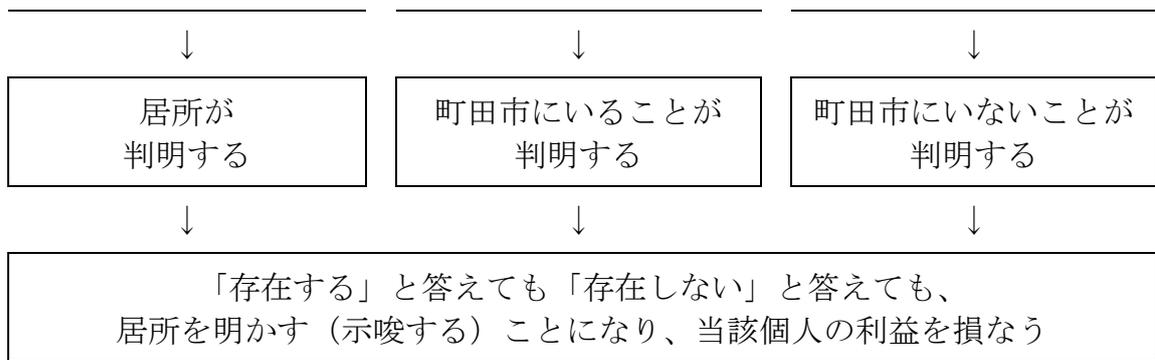
(3) 存否応答拒否の留意点

公開請求に係る公文書が存在しない場合には不存在決定をし、存在する場合には存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は当該公文書が存在していることを公開請求者に推測されることとなる。

したがって、存否応答拒否をする場合は、公開請求の内容に十分注意し、実際の公文書の有無を問わず存否応答拒否をする必要があることに留意する。

例：特定個人の居所を探索することを目的とした情報公開請求への対応





第3章 公開請求等

第8条 公開請求の手続き

(公開請求の手続)

第8条 公開請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 公開請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつてはその代表者の氏名

(2) 公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

1 趣旨

本条は、公文書の公開請求の具体的な手続について規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 文書による手続

事実関係を明らかにし、手続の正確を期するため、請求は文書により行うものとする。

(2) 請求書の提出

公文書の公開の請求は、請求書を実施機関に提出することにより行う。

請求書の受付は、法務課において行い、各実施機関へ回送する。請求書は、市長部局の場合、施行規則第2条に規定する公開請求書（第1号様式）とする。また、その他の実施機関も同様に、規則、規程で定めるものとする。

(3) 請求書の記載要件

① 第1号

- ・ 公開請求をしようとする者の氏名又は名称
- ・ 公開請求をしようとする者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- ・ 公開請求をしようとする者が法人等の場合は、その代表者の氏名

② 第2号：公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

③ 第3号：その他実施機関が定める事項

(4) 「公文書を特定するために必要な事項」

「公文書を公開するために必要な事項」とは実施機関の職員が請求に係る公文書を特定できる程度の記載を必要とするが、必ずしも公文書の件名を記載しなくとも良い。

(5) 「実施機関が定める事項」

電話番号とする。

(6) 請求の目的・理由の記載

公開請求に係る公開の諾否は、あくまでも情報そのものの内容、性格、その公文書を公開した場合の影響等を客観的に判断して行うものであるため、請求の目的、理由の請求書への記載は、必要としない。ただし、対象文書の特定のために任意に目的や理由を聞くことを妨げるものではない。

(7) 補正について（第2項）

① 「請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載に不備があり、公開請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。

② 「相当の期間」

「相当の期間」とは、公開請求をする者が補正をするのに足りる合理的な期間をいう。

③ 必要な情報の提供

公開請求をする者は、一般的に行政実務に通じていないことから、「公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、公文書の検索に必要な資料を案内したり、公開請求をする者と連絡を取り合ったりするなどして、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要がある。

3 参考

町田市行政手続条例

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分 of 時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

町田市情報公開条例施行規則

(公開請求書の提出)

第2条 条例第8条第1項の請求書は、公開請求書（第1号様式）とし、当該請求書には、同項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、希望する公開の実施方法を記載するものとする。

第9条 公開請求に対する決定等

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から14日以内に公文書の全部若しくは一部の公開の決定又は全部の非公開の決定（第7条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）（以下「公開決定等」という。）をし、速やかに公開決定等の内容を公開請求者に通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の場合において、実施機関は、公文書の一部の公開の決定又は全部の非公開の決定をしたときは、その理由（その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び時期）及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由

があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

1 趣旨

本条は、公文書の公開請求に対する公開の諾否の決定及びその手続について規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 請求に対する決定（第 1 項）

① 決定期間

実施機関は、公開請求に対する公開の諾否の決定を、請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に行わなければならない。

なお、請求書の記載事項に不備があり、請求者に本条例第 8 条第 2 項の規定による請求書の補正を求めた場合、その補正に要した日数は、当該決定期間に算入しない。

② 「公開決定等」

公開決定の類型は、すべてを公開する場合の全部公開決定のほかに、部分的に公開する場合の一部公開決定、公開しない場合の非公開決定、公文書が存在しない場合の不存在決定、公文書の存否を答えない存否応答拒否決定がある。

③ 請求者への通知

実施機関は、公開請求に対する公開の諾否の決定をしたときは、請求者に速やかに文書で通知しなければならない。

様式は、施行規則第 3 条に規定する公開決定通知書（第 2 号様式）、非公開決定通知書（第 3 号様式）とする。

公開決定の類型	様式
全部公開決定	公開決定通知書（第 2 号様式）
一部公開決定	
非公開決定	非公開決定通知書（第 3 号様式）
不存在決定	
存否応答拒否決定	

(2) 非公開等の決定理由の付記（第 2 項）

理由付記が要求されている趣旨は、次のような理由による。

① 行政の適正確保

行政庁が処分を行うにあたり、その理由の付記が要求されると、当該処分の判断が慎重に行われるようになり、公正さが担保され、行政庁の処分に関する恣意が抑制される。

② 請求者との合意形成

処分の理由が明示されることにより、請求者との合意形成がはかられ、紛争となることを防ぐ。

③ 不服申立てに利便をはかる

理由が付記されることにより、処分に不服のある請求者は何を争点として不服を申立てれば良いか知ることができる。

(3) 時限秘

非公開の決定（一部公開を含む）をした場合であっても、一定期間の経過により非公開理由がなくなり、公開することができる時期があらかじめ明らかであるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

例えば、その事業内容が事前にわかると、当該事業に支障が生じるが、当該事業が終了してしまえば非公開とする理由がない場合、通知書にその支障がなくなり公開できる期日を併せて記載するということである。

「時期をあらかじめ明示できるとき」のその期日とは、10年後、20年後等の長期間の趣旨ではなく、おおむね2年以内の確定期日である。

(4) 決定の延長（第3項）

① 決定の延長

やむを得ない理由により、第1項に規定する期間に決定することができない場合は、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。（つまり、請求があった日の翌日から起算して44日以内に決定をすることができる。）

この場合においても、請求者に対し延長後の期間（30日以内のいずれかの期日）及び延長の理由を通知しなければならない。

この通知の様式は、市長部局の場合、施行規則第3条第2項に規定する公開決定等期限延長通知書（第4号様式）とする。

延長の通知をした後に公開決定等をしたときは、第1項の規定に基づき、請求者に対し、速やかに通知をしなければならない。

② 「事務処理上の困難その他正当な理由」

次のような理由が考えられる。

ア 一度に多くの請求があり、短期間に検索等が困難であるとき

イ 決定対象文書が大量にあり、決定に時間を要するとき。

- ウ 搜索対象文書が大量にあり、搜索に時間を要するとき。
- エ 天災等が生じたとき
- オ 決定期間に年末年始等公務を行わない期間が含まれ、実質的に事務期間が確保できないとき

第 10 条 公開決定等の期限の特例

(公開決定等の期限の特例)

第 10 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 44 日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

1 趣旨

本条は、公開請求にかかる行政文書が著しく大量であって、そのすべてについて、44 日以内に公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずることを避けるため公開決定等の期限の特例を定めるものであり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正（2023 年 4 月 1 日施行）を機に、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図る観点から加えた規定である。

公開請求があった場合、原則として、条例第 9 条第 1 項及び第 2 項のとおり、請求があつてから 14 日、条例第 9 条第 3 項の延長の規定を適用しても最大 44 日以内に公開決定等をしなくてはならない。

しかし、原則どおりの 44 日以内に公開決定等をするために、他の行政事務をすべて停止して公開請求に専念しなければならないような事態となれば、他の行政事務の遂行に著しい支障が生ずることになる。

公開請求の事務も重要であるが、他の行政事務も重要であるから、それらの停滞は回避しなければならない。本条はそのような配慮の基に設けたものである。

2 解釈・運用

(1) 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

単に、公開請求にかかる公文書が大量であることのみを理由として本条を適用することはできない。

(2) 「相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の

期間内に公開決定等をすれば足りる」

「相当の期間内に決定等」とあるが、この期間の設定によっては、期間が経過していなくても「不作為（決定をしないこと）に対する審査請求」が可能であり、それが認められることがあり得ることに留意する。

(3) 「同条第1項に規定する期間内」

本条を適用する場合は、請求があつてから14日以内に通知しなければならない。

第11条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第11条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の全部又は一部の公開の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第5条第1項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第6条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

1 趣旨

本条は、公開請求にかかる公文書に第三者に関する情報が記録されているときに、当該第三者の権利利益を保護するとともに開示の是非の判断の適正を期するために公開決定等の前に第三者に対して意見書の提出の機会を付与すること、及び公開決定を行う場合に当該第三者が公開の実施前に公開決定を争う機会を保障するための措置について定めている。個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正（2023年4月1日施行）を機に、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を

図る観点から加えた規定である。

なお、第1項及び第1項において、第三者から公開に対する反対意見書が提出されても、反対意見書は参考的意見の性格を有しているため、実施機関の判断はそれに拘束されるものではない。

公開するか否かの最終的な判断は、実施機関の責任において、条例第5条第1項各号及び第6条に該当するかで判断することとなる。

2 解釈・運用

(1) 任意的意見聴取（第1項）

公開請求にかかる公文書に第三者に関する情報が含まれているときにおいても、実施機関は、第5条第1項各号に規定された非公開情報に該当するか否かを判断すれば足りる。しかし、当該第三者に意見を聴取することで、より正確な判断ができるため、設けたものである。

ただし、以下の場合などでは第三者の意見を聴取する必要はない。

- ① 当該第三者に関する情報が既に公にされている場合
- ② 同種の事案において、第三者に関する情報が記録された部分を全部不開示とする取り扱いが確立している場合

(2) 必要的意見聴取（第2項）

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（第5条第1項第1号イ又は第2号ただし書き）及び公益上特に必要があると認めるとき（第6条）に該当するとして、公開する場合には、第三者の利益と公益上の利益を比較衡量し、公開することになり、当該第三者の権利利益が害されても、優越する公益の利益のために公開が正当化されることになる。そのような場合に、権利利益を侵害されることとなる第三者から事前に意見聴取する義務を明文化したものである。

(3) 争訟機会の保障（第3項）

第1項及び第2項に基づいた意見照会を受けた第三者が反対意見書を提出した場合においても、当該意見書は実施機関を拘束するわけではないので、実施機関は公開決定を行う可能性がある。その場合に公開決定後直ちに公開を実施すると、当該第三者はそれを差し止めることが不可能となる。

したがって、実施機関が行う公開決定について当該第三者が争う機会を保障するため、公開決定をする旨を直ちに当該第三者に通知するとともに、公開決定の日と公開を実施する日の間に第三者の訴訟の機会を確保するために相当な期間を設けることを規定したものである。

第三者から反対意見書が提出されていない場合には、公開決定の通知は要しない。

第12条 公開の実施

(公開の実施)

第12条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し公文書の公開をしなければならない。

2 前項の公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 実施機関は、第9条第1項の規定による通知の日から30日以内に公開請求をした文書の公開を受けないときは、公開請求者に対して相当の期間を定め、その期間内に当該文書の公開を受けるよう催告する。この場合において、公開請求者が当該期間内に正当な理由なく公文書の公開を受けないときは、当該文書の公開は実施されたものとみなす。

1 趣旨

本条は、第9条第1項の規定に基づき、公文書を公開することを決定した場合における、当該公文書の具体的な公開の方法について規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 公文書の公開（第1項）

実施機関は、公文書の公開を決定したときは、速やかに当該公文書の公開をしなければならない旨規定したものである。

この場合、公開の日時、場所は第9条第1項の規定に基づく決定の通知において指定するものとする。

(2) 公開の方法の原則と例外（第2項）

① 原本公開の原則と例外

公文書の公開は、原本で行うことを原則とするが、実施機関が、保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、原本によらず、当該公文書を複製したものをもってこれに代えることができるものとする。

② 「その他正当な理由があるとき」

「その他正当な理由があるとき」とは、常用の公文書を閲覧に供することにより、日常の業務に著しい支障を生じるときなどが考えられる。

(3) みなし規定（第3項）

公文書の公開を実施できない場合における対応を定めたものである。

3 参考

町田市情報公開条例施行規則

(公開の実施等)

第5条 条例第12条第2項に規定する電磁的記録の公開は、当該電磁的記録を複製した光ディスク又は印刷物として出力したものの交付により行う。

2 市長は、公文書の公開を受ける者が当該公開に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第12条第2項の規定により公文書の公開をする場合の写し等の交付部数は、請求1件につき1部とする。

第13条 手数料

(手数料)

第13条 前条の規定による公文書の公開を写し等の交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより算出した額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料については、町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）第5条の規定は、適用しない。

1 趣旨

本条は、公文書の公開に係る費用負担について規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 手数料

本条例に基づいて行う公文書の公開に係る公文書の写し等の交付に関する手数料は別表のとおり徴収する。

請求に対する手数料、閲覧や視聴等に対する手数料は無料である。

(2) 減免規定の不適用

町田市手数料条例第5条に規定する減免規定は適用しない。

(3) 別表

公文書の種類	金額
文書及び図画	写し（白黒）の交付1枚につき 10円
	写し（カラー）の交付1枚につき 20円
電磁的記録	複製した光ディスクの交付1枚につき 100円

	印刷物として出力したもの（白黒）の交付 1 枚につき 10 円
	印刷物として出力したもの（カラー）の交付 1 枚につき 20 円

備考

1 文書及び図画を複写し、又は電磁的記録を印刷物として出力する場合は、日本産業規格 A 列 3 番又は日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙を用いるものとする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙を交付する場合は、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

第 4 章 審査請求

第 14 条 審査請求

（審査請求があった場合の手続）

第 14 条 公開請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年 12 月町田市条例第 48 号）第 1 条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 30 条第 2 項の規定により公開に反対する旨の意見書が提出されている場合、同法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 31 条第 2 項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合及び当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

3 前項の規定による諮問は、審査請求書及び行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第 2 項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）、公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）及び当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

5 第 2 項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に係る答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。この場合において、当該実施機関は、当該答申の内容と異なる裁決をするときは、裁決書に当該答申の内容と異なることとなった理由を記載しなければならない。

1 趣旨

本条は、公文書の公開の請求に対する処分について、行政不服審査法に基づく審査請求による救済手続を規定したものである。

条項の解説や具体的な手続きについては、「審査請求対応マニュアル（公開・開示請求 編）」を参照のこと。

第 15 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 15 条 第 11 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

1 趣旨

本条は、第三者に抗告訴訟を提起する機会を保障するため、審査請求に対する却下又は棄却の裁決と公文書の公開の実施日との間に少なくとも 2 週間を置く第 11 条第 3 項の規定を重要することを規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決（第 1 号）

通常、審査請求をした場合は、公開決定の執行停止が申し立てられ、裁決がなされるまで、執行停止が認められる。

しかし、条例第 11 条第 1 項及び第 2 項により、意見照会をされた第三者が公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合においても、実施機関が公開をするときになされた審査請求に対して却下又は棄却の裁決がなされて直ちに公開されることとなると、第三者は公開決定に対する抗告訴訟を提起する機会を失ってしまうことになる。

したがって、審査請求に対する却下又は棄却の裁決の日と公開の実施日との間に、相当の期間をおく必要があることを規定したものである。

(2) 公開請求者からの審査請求を却下又は棄却する裁決（第 2 号）

第 1 号と同様に、実施機関が行った非公開決定について公開請求者が争い、実施機関が非公開決定を変更し、公文書を公開する旨の裁決をした場合においても、第三者には公文書の公開の実施前に公文書を公開する旨の裁決について争う機会を保障する必要がある。

(3) 読み替え規定

本条では、第 11 条第 3 項の「公開決定の日」を「裁決の日」と読み替える。

第 5 章 雑則

第 16 条 検索資料の作成

(検索資料の作成)

第 16 条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供しなければならない。

1 趣旨

本条は、この制度を市民にとってわかりやすく、利用しやすいものとするため、実施機関に対し、公文書の検索に必要な資料を作成すること及びその資料を一般の利用に供することを義務づけたものである。

2 解釈・運用

(1) 「公文書の検索に必要な資料」

条例施行規則第 6 条第 1 項で「公文書の検索に必要な資料」を「簿冊名一覧（第 10 号様式）」と規定している。

町田市情報公開条例施行規則

(検索資料の作成)

第 6 条 条例第 16 条に規定する公文書の検索に必要な資料は、簿冊名一覧(第 10 号様式)により作成するものとする。

2 前項に規定する簿冊名一覧は、総務部法務課に備え置くものとする。

第 17 条 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問

(町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問)

第 17 条 実施機関は、情報公開制度の運用に関する重要事項について、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年 3 月町田市条例第 6 号）第 1 条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

1 趣旨

本条は、市政の透明性・公平性を確保するために、情報公開制度の運用に関する重

要事項について、学識委員及び市民委員で構成する町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問できることを定めたものである。

2 解釈・運用

本条で規定する重要事項とは、情報公開条例の改正など制度の運用に大きな影響を及ぼす事項が想定される。重要事項にあたらぬ事項については、諮問によらず同審議会への意見聴取を行うことも可能である。

第 18 条 運用状況の報告及び公表

(運用状況の報告及び公表)

第 18 条 市長は、毎年この条例の運用状況について、これを公表するものとする。

1 趣旨

本条は、この制度の適正な運用を確保するため、本条例の運用状況について公表することを義務づけたものである。

2 解釈・運用

制度についての市民の理解と信頼を深め、制度のより適正な運用が図られるよう、市長は、毎年 1 回、各実施機関の請求受理件数、請求受諾件数、請求拒否件数等の制度の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

公表については、条例施行規則に基づき「広報まちだ」への掲載その他の方法により行う。

町田市情報公開条例施行規則

(運用状況の公表)

第 7 条 条例第 18 条の規定による運用状況の公表は、公開請求及び公開決定等の状況について、町田市広報に掲載することその他の方法により行う。

第 19 条 他の制度等との調整

(他の制度等との調整)

第 19 条 この条例は、他の法令の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として保有している図書、図画等の公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

1 趣旨

本条は、次のような公文書の場合、その閲覧及び写しの交付について、本条例を適用しない旨を規定したものである。

- ・ 他の法令の規定により閲覧等の手続が定められている公文書
- ・ 図書館等の施設において市民の利用に供することを目的として保有している公文書

2 解釈・運用

(1) 他の法令の規定との調整

① 他の法令の規定との調整

本条例の対象となる公文書であっても、他の法令の規定により閲覧等が認められ、所要の手続が定められているものについては、本条例による公開等と他の法令による閲覧等との間の調整を図る必要があることから、他の法令の規定により閲覧等の手続が定められている限りにおいて、本条例を適用しないものとするものである。

なお、請求された公文書中に、他の法令で閲覧等の規定が定められている公文書が添付されている場合については、請求対象公文書に含まれた情報として考える必要があり、本条を根拠に本条例の適用除外とはできない。

町田市情報公開・個人情報保護審査会 2000年度第1号事件 2001年11月8日答申（抜粋）

本件文書（「〇〇〇〇に関する同意協議申請書」）中、登記簿謄本について、実施機関の理由が情報公開条例第13条第1項に該当するとの主張であるとして、登記簿謄本は、不動産登記法第21条第1項の規定により、法務局において誰でも交付を請求できるものであるが、本件公開請求は、同意協議申請書添付の情報としての請求であるから、情報公開条例第13条第1項を理由に非公開とすることができない。

② 限定条件のある他の法令等の規定による閲覧等

次のように、他の法令等の規定による閲覧等の手続において、請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等を行うことができる公文書の範囲が限定されている場合がある。

当該制限の対象外の部分については、本条例に基づく情報公開制度で対応するものとする。この場合は、当該法令等の趣旨を踏まえ、慎重に検討した上で、判断するものとする。

事例	対象	関係法令
閲覧等の対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公開請求があったとき。	住居表示台帳	住居表示に関する法律第9条第2項（関係人のみ閲覧）
閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に公開請求があったとき。	都市計画案の縦覧	都市計画法第17条第1項（公告の日から2週間）
閲覧等の対象とする情報の範囲を限定している場合において、当該情報以外の部分について公開請求があったとき。（法令又は他の条例が閲覧等の対象文書の範囲を限定している例）	公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書	公職選挙法第192条第4項
閲覧又は縦覧の手続きについてのみ定めている場合において、当該公文書の写しの交付の請求があったとき	都市計画図書の縦覧	都市計画法第20条第2項

(2) 図書館等との調整

図書館等の施設において、一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている図書、資料類は、当該施設の利用規則等に従い閲覧等を行うこととし、本条例は適用しないものとする。

また、第2項に規定する図書、図画等の公文書は、「市民の利用に供することを目的として保有している」ものに限られる。図書館等の公文書であっても、当該施設において一般行政事務のために作成したり、取得したりした書類等には、本条例が適用される。

3 閲覧等の手続きの規定の例

(1) 閲覧

道路台帳の閲覧（道路法第28条第3項）

地価公示に関する図書の閲覧（地価公示法第7条第2項第2項）

開発登録簿の閲覧（都市計画法第47条第5項第5項）

建築計画概要書の閲覧（建築基準法第93条の2）

公共下水道台帳の閲覧（下水道法第23条第3項）

(2) 縦覧

直接請求の署名簿（地方自治法第74条の2第2項第2項）

(3) 写しの交付

開発登録簿の写しの交付（都市計画法第47条第5項第5項）

第20条 指定管理者の情報公開

（指定管理者の情報公開）

第20条 公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、公の施設の指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

1 趣旨

本条は、公の施設の管理を行う指定管理者に対して、情報の公開に関し実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならないことを定め、実施機関が情報の公開に関し指導することを規定したものである。

出資等団体については、第21条で規定している。

2 解釈・運用

(1) 指定管理者の努力義務（第1項）

指定管理者は、市とは別個の独立した法人その他の団体ではあるが、従前市が行ってきた公の施設の管理を行うことから、当該施設の管理に関する情報の公開を従来どおり進めていく必要があると考えられる。その際、当該法人の自立性を尊重しつつ、指定管理者が自主的に情報公開に努める責務を定めるよう規定したものである。

(2) 実施機関の指導（第2項）

本項は、指定管理者を指定した実施機関が、指定管理者に対して、指導及び監督を行うことを定めたものである。指定管理者の情報公開規程のひな型は、法務課で示している。

第21条 出資等団体の情報公開

（出資等団体の情報公開）

第21条 市が出資又は出捐を行う団体であって、実施機関が定めるもの（以下「出資等団体」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等団体に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導

を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市が出資及び出捐をしている法人（以下「出資等団体」という。）に対して、当該法人が保有している情報の公開を推進するよう促し、実施機関が指導することを規定したものである。

2 解釈・運用

(1) 「出資等団体」

ここでいう「出資等団体」は、町田市が50%以上の出資又は出捐をしている団体である。そのため、その保有する情報は市政に深く係わっており、市民生活にも影響を及ぼすので、その情報公開に関しての施策が必要と考えられる。しかし、一つの独立した法人であるので、その運営に関する事項を条例で直接的に定めることは、難しい。そこで、当該団体が、情報公開制度の整備を図るよう指導する旨を規定したものである。

(2) 「必要な措置を講じる」

「必要な措置を講ずる」とは、出資等団体が、本条例の趣旨にのっとり、当該団体の保有する情報に対して、市民からの情報公開に関する規定を設けるよう努めるということである。

また、実施機関は、各出資等団体に規定の整備に関して指導を行うものとし、対象の団体は条例施行規則で定めている。

町田市情報公開条例施行規則

（対象とする出資等団体）

第8条 条例第21条第1項の出資等団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 町田市土地開発公社
- (2) 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
- (3) 一般財団法人まちだエコライフ推進公社
- (4) 株式会社町田まちづくり公社
- (5) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団
- (6) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会
- (7) 株式会社町田新産業創造センター
- (8) 一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス
- (9) 一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ

第22条 委任

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

1 趣旨

本条は、本条例の施行に関し、必要な事項を定める権限を各実施機関に委任したものである。

この規定を受けて、各実施機関は、規則、規程等の法形式により、各々条例の施行に関し必要な事項を定める。

その内容は、実施機関に共通してできる限り同一のものとするのが望まれる。そのため各実施機関は、条例の施行に関し必要な事項を定め、又は変更しようとするときは、相互に連絡調整を十分行わなければならない。

2 解釈・運用

本条を受けて、各実施機関が定めた事項は以下のとおりである。

- ・ 町田市情報公開条例施行規則
- ・ 町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則
- ・ 町田市選挙管理委員会を実施機関とする情報公開に関する規程
- ・ 町田市監査委員を実施機関とする情報公開に関する規程
- ・ 町田市農業委員会を実施機関とする情報公開に関する規程
- ・ 町田市固定資産評価審査委員会を実施機関とする情報公開に関する規程
- ・ 町田市病院事業管理者を実施機関とする情報公開に関する規程
- ・ 町田市議会を実施機関とする情報公開に関する規程